

# 市民委員会資料

## 1 請願の審査

(こども本部)

(1) 請願第 74号 安心してこどもを産み子育てしやすい街づくりを求める請願

資料 本市におけるこれまでの保育施策と「子ども・子育て支援新制度」への  
円滑な移行に向けた取組等について

市民・こども局こども本部

(平成26年8月20日)

# 本市におけるこれまでの保育施策と「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行に向けた取組等について

## 1 「子ども・子育て支援新制度」に関する国への働きかけについて

●平成27年4月からスタートが予定されている「子ども・子育て支援新制度」については、本市はこれまで国に対し、各々の機会を通じて、制度の円滑な運用が行えるよう、要望行動等により働きかけてまいりました。直近の主な要望行動等は以下のとおりです。

年月	要望者	主な要望等の内容
平成26年6月	九都県市首脳会議	子ども・子育て支援新制度移行に伴う保育士確保と更なる保育の質の向上について
平成25年12月	〃	さらなる保育士確保策の推進について
平成25年6月	〃	子ども・子育て支援の推進について
平成26年7月	指定都市市長会	子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
平成25年7月	〃	子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
平成26年6月	川崎市	「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施に向けた制度検討について
平成25年6月	〃	「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施に向けた制度検討について

## 2-① 認可保育所の整備について

●本市の人口は、転入超過を主要因とした人口増の傾向が強まっており、本市の人口増加率は非常に高い水準にあります。

	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4
人口	1,307,304	1,322,432	1,345,306	1,370,020	1,389,784	1,404,532	1,411,891	1,417,486	1,423,680	1,436,633
(対前年比較)	10,409	15,128	22,874	24,714	19,764	14,748	7,359	5,595	6,194	12,953
出生数	13,405	13,849	14,252	14,609	14,650	14,799	14,544	14,565	14,575	
(対前年比較)	▲497	444	403	357	41	149	▲255	21	10	
就学前児童数	75,712	75,741	76,735	77,817	79,061	80,012	80,380	80,547	80,909	80,963
(対前年比較)	▲611	29	994	1,082	1,244	951	368	167	362	54
(人口構成比)	5.79%	5.73%	5.70%	5.68%	5.69%	5.70%	5.69%	5.68%	5.68%	5.64%
利用申請者数	13,204	13,505	14,409	15,013	16,384	18,032	19,241	20,725	22,164	23,500
(対前年比較)	288	301	904	604	1,371	1,648	1,209	1,484	1,439	1,336
(就学前児童比率)	17.44%	17.83%	18.78%	19.29%	20.72%	22.54%	23.94%	25.73%	27.39%	29.03%
定員数	11,295	11,590	12,250	12,785	13,605	14,675	15,905	17,490	18,995	20,325
(対前年比較)	120	295	660	535	820	1,070	1,230	1,585	1,505	1,330
入所児童数	11,676	12,034	12,820	13,475	14,430	15,435	16,630	18,074	19,399	20,930
(対前年比較)	290	358	786	655	955	1,005	1,195	1,444	1,325	1,531
(就学前児童比率)	15.42%	15.89%	16.71%	17.32%	18.25%	19.29%	20.69%	22.44%	23.98%	25.85%
待機児童数	597	480	465	583	713	1,076	851	615	438	62
(対前年比較)	▲158	▲117	▲15	118	130	363	▲225	▲236	▲177	▲376
(就学前児童比率)	0.79%	0.63%	0.61%	0.75%	0.90%	1.34%	1.06%	0.76%	0.54%	0.08%

●本市はこれまで、就学前児童数の増加と保育ニーズの高まりに、適切な対応をするため、民間の多様な主体による認可保育所の整備を進めてまいりました。

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認可保育所の定員数の拡大	●定員枠の拡大 23か所 1,585人増	●定員枠の拡大 18か所 1,505人増	●定員枠の拡大 20か所 1,330人増	●定員枠の拡大 22か所 1,540人増
(年度4月当初)	180か所 15,905人	203か所 17,490人	221か所 18,995人	241か所 20,325人

※平成26年度以前については実績値、平成26年度については見込（年度4月当初は実績）

就学前児童数の増加やさらなる保育需要に適切に対応するため、平成23年3月に「第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）」を策定し、認可保育所の整備を進めてまいりました。

## 2-②、③ 公立保育園の民営化等

●認可保育所の運営については、高まる保育需要への迅速な対応や効果的な保育所運営費の財源確保、多様な保育サービスへの効率的な提供の観点から、民間による運営を基本として新設の保育所を整備し、既存の公立保育所については、本市の社会状況や民間の運営事業者の状況、さらには職員の退職動向等にも考慮しながら、公立保育所の民営化等を進めてまいりました。

《本市における公立保育所の民営化の状況》

(単位：人)

年度	民営化園	園数		定員数		
		か所	園	民営化前	民営化後	増▲減
平成17年度	下作延中央	1	1	90	120	30
平成18年度	中島、四谷、多摩福祉館	3	3	215	270	55
平成19年度	塚越、小田中・小田中乳児	2	3	215	215	0
平成20年度	日進町、高津	2	2	180	220	40
平成21年度	京町、戸手、南平間、宮前平、白鳥	5	5	485	630	145
平成22年度	大師、住吉、坂戸、宮崎、宿河原	5	5	550	565	15
平成23年度	末長	1	1	60	90	30
平成24年度	西大島、東小倉、玉川・玉川乳児、百合丘	4	5	370	465	95
平成25年度	出来野、古市場、千年、西宿河原、中野島・中野島乳児	5	6	545	630	85
平成26年度	観音町、上小田中、子母口、西有馬、三田	5	5	550	630	80
合計		33	36	3,260	3,835	575

### 3 川崎市子ども・子育て会議の審議内容や経過

●平成24年8月公布の子ども・子育て支援法に基づく審議会として「川崎市子ども・子育て会議条例」を制定し、同条例に基づき「川崎市子ども・子育て会議」を設置いたしました。同会議は、本市の子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されていることを担保するうえで重要な役割を果たすことから、保護者や子ども・子育て支援従事者等、子ども・子育てに関係する方々を委員として設置しております。

#### 《会議におけるこれまでの審議状況等》

##### (1) 川崎市子ども・子育て会議

回	日時	主な審議事項
1	平成25年8月23日(金)	「子ども・子育て支援事業計画」及び計画策定における利用希望の把握「ニーズ調査」の実施について
2	平成26年1月21日(火)	・(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について ・子ども・子育て支援新制度に関する条例の制定について
3	平成26年3月4日(火)	・(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について ・子ども・子育て支援新制度に関する条例の制定について
4	平成26年5月1日(木)	・市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について ・放課後児童健全育成事業について

##### (2) 川崎市子ども・子育て会議 各専門部会

部会	日時	主な審議事項
計画策定部会	平成25年11月22日(金)	「子ども・子育て支援事業計画」及び計画策定における利用希望の把握「ニーズ調査」の実施について
	平成25年2月12日(水)	(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について
教育・保育検討部会	平成26年2月24日(月)	新制度に係る条例の制定について(各条例の概要等について)
	平成26年5月30日(金)	新制度に係る条例の制定について(各条例基準等に関する考え方)
	平成26年7月24日(木)	「教育・保育」に関する量の見込みについて
子ども・子育て支援検討部会	平成26年8月6日(水)	公定価格について
	平成25年5月28日(金)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について
	平成25年8月5日(火)	「地域子ども・子育て支援事業」に関する量の見込みについて

### 4-1 保育サービス利用における受益と負担の適正化の検討

●本市では、「川崎市保育サービス利用のあり方検討委員会」を設置し、平成23年9月から4回開催された検討委員会の結果報告を受け、次の方向性で検討いたしました。

- ① 国基準保育料に対する保護者負担割合を、現行の66.4%から、検討委員会の結果報告及び本市の状況、他都市の動向等を考慮して上げる。
- ② 川崎市保育料金表の世帯の所得階層区分の定義における、間差額の均衡を図る。
- ③ 所得階層区分ごとの保育料額における、間差額の均衡を図る。
- ④ 一定の負担増を求めるが、低所得者層及び中間層へ配慮することとする。
- ⑤ 家庭保育福祉員制度及びおなかま保育室の利用者負担額も同様の上げを行うこととする。

### 4-2 川崎市保育料改定について

#### (1) 国基準保育料額に対する保護者負担割合について

本市の保護者負担割合は、平成23年度以前は国基準保育料額に対して66.4%でありましたが、平成24年度から3か年で段階的に保護者負担割合を75%といたしました。

H23 : 66.4% → H24 : 69.4% → H25 : 72.4% → H26 : 75%  
(3ポイント増) (3ポイント増) (2.6ポイント増)

#### (2) 世帯の所得階層区分の定義及び保育料額について

受益と負担の適正化を検討するにあたり、世帯の所得階層区分の定義を国基準階層区分に合わせ、保育料額の階層間差額にばらつきがあるため均衡を図りました。

### 5 保育園で働く職員の労働条件の改善について

●「子ども・子育て支援新制度」開始後につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、現行の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の改善」を反映し、国がその骨格を設定しておりますので、それらを踏まえた設定について、本市においても実施する方向で調整を進めてまいります。

#### (参考) 民間施設給与等改善費及び保育士等処遇改善臨時特例事業の概要

- ①民間施設給与等改善費(保育所運営費)  
主として公・私施設間における職員の初任給、諸手当等水準の格差是正および法人における定昇財源の確保という観点から、保育所運営費の加算を行う。  
(加算方法)  
保育所に勤務する全ての常勤職員の平均勤続年数により、4~12%の4段階の加算率に区分して加算単価を設定。
- ②保育士等処遇改善臨時特例事業(安心こども基金(平成26年度は保育緊急確保事業))  
保育士の処遇改善のため、民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」として各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

